

第5期障がい者福祉計画 新規項目一覧

ページ	新 規 項 目
17	<p>・母子健康手帳交付 母子健康手帳交付時には、<u>マタニティコンシェルジュがきめ細やかに面接してケアプランを作成し</u>、妊娠中から産後間もない時期の母子を継続して支援しています。</p> <p>・産後ケア事業 産褥期に家族などから産後の援助が受けられず、自身の体調や育児に不安のある産婦が、安心して子育てができるよう、助産所等で授乳指導・育児相談や母子のケアなどを受けることができます。</p>
19	<p>・生駒市子ども・若者支援ネットワーク 平成29年3月に新たに設置した、行政機関、NPO団体、学識経験者等による協議会です。不登校・ニート・ひきこもりなど様々な困難を抱える子ども・若者が、就学や就業など自立した社会生活を営むことができるよう、「生駒市子ども・若者総合相談窓口」での相談等を通じて支援を行います。</p>
19	<p>・重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業 意思疎通が困難な重度障がい者に対し、入院中の医療従事者とのコミュニケーションを支援するため、サービス提供事業所から支援者を派遣します。</p>
23	<p>・スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラー合同交流会の実施 市で雇用しているスクールソーシャルワーカーおよび各校に配置しているスクールカウンセラーと生徒支援担当の教員や養護教諭との合同交流会を開催し情報共有を行い、市の教育相談体制の充実を図ります。</p>
23	<p>・特別支援教育講演会の実施 特別支援教育の専門家を招請して教育委員会主催の特別支援教育講演会を開催し、特別支援教育に対する教員の資質向上を図ります。</p>
24	<p>・タブレット等ICT技術を活用した療育・学習活動の強化 タブレット端末を用いて、特別支援学級、ことばの教室、院内学級在籍児童生徒の学習支援を行う等、ICT技術を活用した障がい児の療育・学習活動の強化に努めます。</p>
30	<p>■就労定着支援（法改正による平成30年度新規サービス） 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者に対して、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。</p>
33	<p>（3）居住系サービスの充実 ■空家を活用した障がい者グループホームの建設に対する補助制度により、市内におけるグループホームの整備促進を図ります。</p>
34	<p>■自立生活援助（法改正による平成30年度新規サービス） 障害者支援施設やグループホーム等を利用していただ障がい者で一人暮らしを希望する知的障がい者や精神障がい者に対して、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問等により、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。</p>

第5期障がい者福祉計画 新規項目一覧

ページ	新 規 項 目
35	<p>■地域生活支援拠点の機能充実</p> <p>障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、自立した生活に向けた相談、体験機会の提供、緊急時の対応等の機能を備えた地域生活支援拠点を平成29年度に整備しており、今後その機能の充実に努めます。</p>
41	<p>■緊急時に対応した手話通訳者の派遣事業</p> <p>聴覚障がい者の急病や事故等緊急時にFAX119やWeb119等による要請を受けて手話通訳者を派遣し、緊急時におけるコミュニケーションの円滑化を図るものです。</p>
43	<p>■強度行動障がい者相談支援事業</p> <p>特別な配慮を必要とする強度行動障がい者への円滑な福祉サービス提供をめざし、事業者に対して専門家による指導・研修、相談等の支援を実施します。</p>
48	<p>■ヘルプカードの普及</p> <p>「ヘルプカード」は、困りごとや緊急時の連絡先を自分では伝えられない人のために、予めカードに必要事項を記載し普段から身に着けておくことで、緊急時に助けを求めやすくなるものです。しかし「ヘルプカード」の認知度を高める必要があり、効果的な普及啓発に努めます。</p>
49	<p>■権利擁護支援センターによる支援</p> <p>知的障がい、精神障がいなどで判断能力に不安のある方が、住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を続けられるよう支援するとともに、成年後見制度等に関する相談や利用支援を行います。また、権利擁護・成年後見制度に関するセミナーを開催し、普及啓発に努めます。</p>
54	<p>(2) 「障がい者働く応援プログラムいこま」の推進</p> <p>本市では、障がい者の就労に向けた円滑で一体的な支援として「障がい者働く応援プログラムいこま」を推進します。これは、障がい者の「働く」について「考える→体験する→場をつくる→広げる→支える→考える…」というサイクルを通じて就労支援の拡大を図るものです。</p>